

# スポーツ振興センター申請のポイント

スポーツ振興センター災害給付金制度は、学校または通学中で（学校管理下で）ケガをしたらセンターが内容を審査し、基準に該当すると、健康保険法に基づく診療報酬額の10分の4が支給される制度です。

※学校管理下についてスポーツ振興センター「学校安全WEB」をご参照ください。



学校安全 WEB

- \* 学校の管理下で起こった事象：ケガ・障害・死亡
- \* 給付が決定され支給されるまで3か月程度かかります
- \* 受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります
- \* 給付決定が決まったら担任の先生から案内をうけ、事務室での受け取りとなります
- \* 健康保険が適用される受診が対象です（交通費や松葉杖のレンタル等の自己負担分は適応外です）

ケガや通院継続・リハビリ	ケガや通院継続・リハビリ	処方箋薬局でお薬をもらったら	装具が必要になったら
病院・ 歯科医院	整骨院 (柔道整復師)	保険薬局 (処方箋薬局)	医療機関・ 保護者
病院用医療等の状況用紙 別紙3(1)	整骨院用医療等の状況用紙 別紙3(3)	調剤報酬明細書 別紙3(7)	治療用装具・生血明細書 別紙3(6)
医療機関を受診した時に 使用します	柔道整復師から施術を受け た時に使用します	医師の処方箋により、保険 薬局から薬を購入した時に 使用します	医師が治療上必要と認め た治療用装具を購入した 時に使用します

## 確認項目

災害報告書	<input type="checkbox"/> 災害発生の状況報告書（何をしてどうなったか）の記載が必要です。
	<input type="checkbox"/> 受傷部位は「医療等の状況」に証明された部位と同じでなくてはなりません。
	<input type="checkbox"/> 災害ごとに申請が必要です。 ※複数災害の療養が1枚の「医療等の状況」に証明されている場合、災害ごとの入力が必要になります。
医療等の状況	<input type="checkbox"/> 医療機関で文章作成料がかかることがあります。 ※スポーツ振興センターより日本医師会を通じて文章作成料に関し自己負担なしとして通達されていますが、稀に自己負担をお願いしている医療機関があるようです。文章作成料が給付額以上となる可能性がありますので、必ず事前に医療機関にご確認ください。
	<input type="checkbox"/> 治癒までの医療費総額（点数）が <u>5,000円（500点）以上（保険適応で1,500円以上）</u> である必要があります。 ※整骨院・接骨院等の場合、治療費が5000円以上で申請可能となります。
	<input type="checkbox"/> 申請した災害以外の傷病や学校管理下以外の傷病名が記載されている場合は給付対象外となります。医療機関に傷病名の削除と、それにかかわる医療点数の訂正を依頼してください。
書類 添付	<input type="checkbox"/> 外来に係る診療報酬請求点数や治療用装具代等、又は入院に係る診療報酬請求点数が単体で7,000点を超える場合に「高額療養状況の届」が必要となります。

□「治療用装具明細書」には領収書の写しの添付が必要です。

※医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合は、いったん全額（10割分）負担し、保護者が保険者に申請することにより、装具代の7割が療養費として保険者から支給されます。スポーツ振興センターの給付金は、医療機関での医療費と同様に3割（高額療養費に該当した場合はその限度額）に療養に伴って費用の1割を加えて支給されます。